

# 「日専連種子島専門店会商品券」払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、協同組合種子島専門店会発行の「日専連種子島専門店会商品券（500円券・1,000円券）」は2021年11月30日（火）をもちましてご利用を終了させていただきました。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の「日専連種子島専門店会商品券（500円券・1,000円券）」をお持ちのお客様は、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

## 1. 払戻しを行う前払式支払手段の発行者

協同組合種子島専門店会

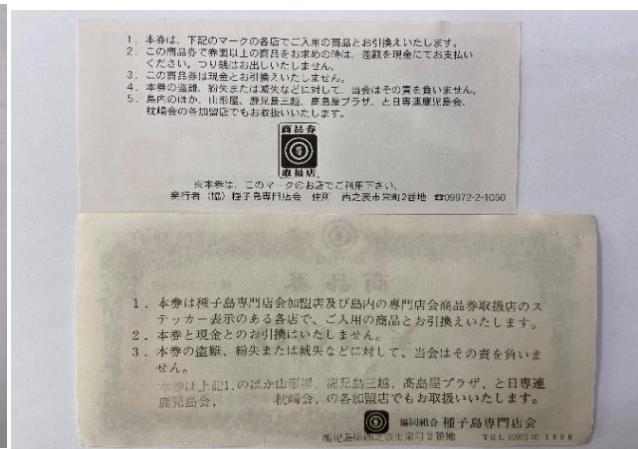
## 2. 払戻し対象となる商品券

「日専連種子島専門店会商品券（500円券・1,000円券）」

[ 表面 ]



[ 裏面 ]



## 3. 払戻しの申出期間

2021年12月1日（水）～2022年3月10日（木）

受付時間は午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除く）

※ 当該期間内にお申し出がない場合は払戻し手続きから除外されます。

## 4. 申出及び払戻しの方法

払戻し対象となる商品券をお持ちのお客様は、下記のお問合せ先までご連絡下さい。ご連絡を頂いた後、以下の方法により払戻しを実施いたします。

### ① 当会事務所に未使用の商品券を持参される場合

事務所において商品券を確認し、その場で現金と交換いたします。

### ② 振込みを希望される場合

振込先、住所等を紙面に記載後、未使用の商品券を同封し当会まで郵送ください。郵送された紙面内容及び商品券を確認のうえ、ご負担頂いた郵送代金を加えた金額を指定口座にお振込みいたします。なお振込手数料は、当会にて負担いたします。

（※）ご提供いただきました個人情報は、払戻し手続きを実施する目的に限り利用いたします。

### [ お問合せ及び郵送先 ]

〒891-3112

鹿児島県西之表市栄町2

協同組合種子島専門店会

TEL 0997-22-1050